

京都市告示第543号

平成30年11月29日京都市告示第441号（個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金）の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和3年2月5日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	適用区分
公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金	大阪市北区中之島6-2-27	当該法人の主たる目的である業務	平成30年7月1日～令和4年12月31日に支出された寄附金

(行財政局税務部税制課)